

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2010賃金確定第1次要求書の提出等について
 交渉日時 平成22年10月7日(木) 13時00分～15時00分
 交渉場所 職員会館大会議室
 交渉出席者 当局側 久保田市長 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長
 星川人事課長 山田給与係長
 組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計12人

概要	要
組合の主張	<p>2010賃金確定第1次要求書の提出と、勤務条件その他に関する交渉等を行った</p> <p>(特殊勤務手当の見直しについて)</p> <p>① 特殊勤務手当の見直しについての組合としての基本的な考え方として、平成23年4月1日からの実施に向けて協議していく。同時に確定闘争の時期でもあり、それと合わせて交渉で詰めていく。また、交渉の公開については、上部団体との協議も必要と認識しており、決して特殊勤務手当の見直しの実施よりも簡単なことではない。今後、精力的に交渉していくが、当初提起は極めて厳しい内容であり、提起内容での妥結は困難であることを認識すべき。9月議会において、議員がごみ収集作業手当の対象となっている職員について、一定の評価をしている発言があったので、当局もそれらを踏まえて、今後交渉されたい。</p> <p>(賃金確定第1次要求書の提出について)</p> <p>② 今回の要求は、平成22年人事院勧告に関連する項目のみである。その他項目は、後日、第2次要求として提出する。</p> <p>③ 要求は、主に2点ある。1点目は、マイナス改定を実施しないこと。京都市人勧は改定なし。府の人勧も年間調整は見送っている。2点目は、年齢による一律カットを実施しないこと。55歳以上の職員に一律で1.5%引下げすることは、人事院がこれまで言ってきた「職務給」原則にも反し、人事院の民調結果からも導けないもの。最終的に、人事院勧告では行政職第1表6級以上となったが、はじめは違った。また、1.5%の根拠すらなく、そのもとでは、今後、1.5%の引下げ率が上がることや対象職員の年齢もしくは級が下がるかも知れない。この年齢による一律カットは、65歳への定年延長に伴う50歳台後半の給与を下げる方向の先取りとなっている。本市で例をあげれば、部長級の職員同士でも、55歳以上かどうかで1.5%引下げの適用を受ける職員と受けない職員がある。</p> <p>(庁舎敷地内喫煙場所及び駐輪場について)</p> <p>④ 喫煙場所について、本庁地階西側の足洗場の前は煙草の煙がすごい状態。本庁1階南玄関側の旧議長車庫跡(現在、職員駐輪場)は、新たな喫煙場所としてどうなのか。主に市民が利用する喫煙場所として設置するとのことだが、利用頻度は少ないのではないかと。本庁1階市民課横の職員通用口から外へ出た場所の喫煙場所は、駐輪場であり現在満杯の状態。煙草の喫煙問題について、労働安全衛生委員会の方針は分煙であるが、厚生労働省からの通達や社会情勢の変化も踏まえ、改めて見直すべき時期にきているのではないかと考える。</p>

	<p>⑤ 本庁1階市民課横の職員通用口について、現在雨天利用禁止になっているが、設備を工夫するなどして、雨天でも利用可能にすべき。また、職員通用口から外へ出た駐輪場の一部が、介護認定員の駐輪場所になっているので、業務用の駐輪場所の明示が必要と考える。それから、本庁1階と西館との間にある喫煙場所について、現在の場所から少し移動させて雨天対策を講じることだが、合わせて修理が必要な市民課の窓や車椅子等で来庁される市民のために西館の扉を自動ドアにするなどについて対策を至急とるべき。</p>
<p>当局の主張</p>	<p>(特殊勤務手当の見直しについて)</p> <p>① 3月議会での付帯決議を踏まえ、特殊勤務手当の見直しの実施時期を前倒しして、協議を重ねてきたが、結果的に9月議会への議案の提出は実現できなかった。そうした中、9月議会では付帯決議の重みを指摘され、今後の具体的な取組みとして、年内に交渉の公開を実施することや、平成23年4月からの実施に向けて交渉していく説明をしたが、市民の意識と職員の意識が乖離しているのではないかという意見や、9月議会に議案が提出できないならばいつまでに実施すると言っても信用できないなどの厳しい意見が出され、12月議会や3月議会で何ら動きがなければ、議員提案を含めた対応を議会として考えるという意見も出されたところである。よって、当局としては、今後も精力的に交渉を行い、特殊勤務手当の見直しを実施したいと考える。</p> <p>(賃金確定第1次要求書の提出について)</p> <p>②③ 給与改定についての基本的な考え方としては、国の人事院勧告及び京都府人事委員会の勧告を踏まえるものとし、京都市人事委員会の勧告も参考とするが、一旦持ち帰り、後日に回答したい。</p> <p>(庁舎敷地内喫煙場所及び駐輪場について)</p> <p>④ 喫煙場所について、本庁地階西側の足洗場の前は、利用が多く煙草の煙もすごいが、受動喫煙防止の観点からは、車両係側に通路があると認識している。本庁1階南玄関側の旧議長車庫跡(現在、職員駐輪場)の換気扇について、煙草の煙を換気できるかどうかの点検は実施していないが、利用頻度はさほど多くないと見込んでおり、利用者の煙草の煙は換気できるものと考えている。本庁1階市民課横の職員通用口から外へ出た場所の喫煙場所については、駐輪場が現在満杯であることを踏まえ、2、3台減のスペースで対応したい。なお、本庁1階南玄関側の旧議長車庫跡(現在、職員駐輪場)の喫煙場所については、今回新たに設置するものの、将来的には利用頻度等の様子を見て対応していきたい。</p> <p>⑤ 本庁1階市民課横の職員通用口については、職員専用の出入口として利用できるようにしたい。また、庁舎の修繕については、今後検討していきたい。駐輪場については、市民からの自転車・バイク等が置けないという苦情を踏まえ、駐輪場の一定場所を来庁者専用にするなどの検討をしていきたい。</p>